

## II 現代中国の社会変化——「公民社会」への道筋

及川淳子（博士・総合社会情報）

（日本大学文理学部非常勤講師）

### 1. はじめに<sup>1)</sup>

現在、中国の社会はどのように変化しているのだろうか。そして、その変化を踏まえて、日本からはどのように中国を観察し、中国の人々と如何に交流していくべきだろうか。

現代中国の社会について考察するアプローチは多種多様だが、筆者の主要な問題意識は社会変化の中でも特に変化が著しい「言論空間」の諸様相を解明することにある。そして、中国社会の変化について、その今後を展望する上で最大の関心を寄せているのが、「公民社会」形成の可能性である<sup>2)</sup>。「公民社会」の定義については後述するが、「Civil Society」の中国語訳として使われている。日本語の「市民社会」とほぼ同義だが、中国国内の議論や政策についても言及するため、「公民社会」という中国語をそのまま使用したい。

言うまでもなく、中国共産党による一党支配体制の下では「言論の自由」は完全に保障されていない。中国の言論空間は言わば「政治空間」であり、言論空間についての考察は、党や政府と社会の関係についての考察でもあるといえよう。しかし、一党支配体制に象徴される権力と庶民の関係は、近年、様々な事件などによって次第に変化しつつある。人々の価値観は多様化し、意識や行動

様式も大きく変化している。厳しい規制があるとはいえ、インターネット空間が一定の世論形成に大きな影響力を及ぼしていることも事実だ。そうした中で、「公民社会」という概念や意識が徐々に広まり、党・政府と庶民の関係や公共空間に変化が生じているのではないかというのが筆者の問題意識である。

中国社会における人々の「意識の変化」は、「公民社会」構築の可能性を示唆していると思われるが、漸進的な民主化に向けた具体的な「制度の変化」に発展するだろうか。本稿はこうした問題意識に基づいて、中国における「公民社会」への道筋について検討する。

### 2. 「公民」と「公民社会」

#### (1) 「公民」と「人民」

議論の前提として、ここでは概念の定義について整理しておきたい。「公民社会」の構成員である「公民」は、憲法第33条が明記しているように「中華人民共和国の国籍を有する者は、すべて中華人民共和国の公民」であり、つまり「公民」とは「法律概念」である<sup>3)</sup>。中国では「人民」という用語も広く使われ、憲法第2条には「中華人民共和国のすべての権力は、人民に属する」と記されている。ただし、一般的に「人民」は「労

働群衆を主体とする社会の成員」として理解されることが多く、「政治概念」として「公民」とは区別されるという議論もある<sup>4)</sup>。

中国における「公民」という用語は、「人民」とは区別される「法律概念」であるが、そうした定義だけでなく、「公民社会」の主体である「公民」として、自らの法的な権利意識に目覚め、権利の擁護を主張し行動する人々を包括的に定義している用語だといえよう。

## (2) 「公民」の基本的権利

中華人民共和国憲法が保障する「公民」の基本的権利は、主に以下の内容がある。

「中華人民共和国憲法」第2章 公民の基本的権利及び義務

第33条 法の下での平等、権利の享有、義務の履行

第34条 選挙権及び被選挙権

第35条 言論、出版、集会、結社、行進及び示威の自由

第36条 宗教信仰の自由

第37条 人身の自由の不可侵

第38条 人格の尊厳の不可侵

第39条 住居の不可侵

第41条 国家機関及び国家公務員に対する批判、提案、不服申し立て、告訴、告発の権利

第42条 労働の権利

第46条 教育を受ける権利及び義務

第47条 科学研究、文学・芸術創作、文化活動を行う自由

## 第48条 男女の平等

筆者が特に注目するのは、第35条と第41条である。これらを平易な言葉で言い換えるならば、「ものを言う」権利といえよう。しかし、これらの「公民」の基本的権利は、憲法に明記されてはいるものの、一方で、憲法の前文では「中国共産党の指導の下」に「社会主義の道を堅持する」と定められているため、これらの権利は政治的に制限されているというのが現実である。

## (3) 「公民社会」の概念

では、「公民社会」についてはどのように定義されているだろうか。「Civil Society」の中国語訳として使われる用語には、「公民社会」のほかにも「市民社会」と「民間社会」がある。いずれも国家権力から独立した社会共同体を意味しているが、中国では一般的に「公民社会」が使用されている。注意すべきは、党や政府と対峙するというよりも、むしろ権力からの自由と独立を強調する概念だという点である。

「民主」についての研究で知られる中国共産党中央編訳局副局長の俞可平は、「公民社会」の概念や制度環境に関する論考を発表している<sup>5)</sup>。俞可平によれば、本来は「市民社会」が古典的な訳語だが、中国では「市民社会」を「ブルジョア社会」と誤解する人や、「市民」を「都市住民」と限定的に理解する人も多く、また「民間社会」は歴史学者が中国近代の民間組織を研究する際に使用することが多いという。そのような背景もある

ために、改革開放後に西洋の「Civil Society」が紹介される中で「公民社会」が定着し、「公民の公共参与」と「公民の国家権力に対する制約」を表す概念として用いられていると解説する。

これらの議論をふまえて、筆者が考える「公民社会」の定義は以下のとおりだ。つまり、社会における各種権利や共同利益の擁護を目的として、自発的な活動に取り組む個人や各種社会団体が、党や政府などの権力機関から独立して構成する「社会共同体」であり、また、「公」と「私」の中間的な領域において、公民が自発的に行動する「共生社会」である。それでは、そうした「社会共同体」あるいは「共生社会」が成立し、成熟することによって、やがて中国社会は漸進的な民主化へと向かっていくだろうか。その道筋の可能性と阻碍要因について、次の項目で検討したい。

### 3. 「維権運動」の高まりと「社会管理」の強化

#### (1) 「群衆性事件」と「維権運動」

近年、中国では急速な経済成長による各種の社会矛盾が噴出している。貧富の格差についてはよく知られているとおりで、官僚の腐敗や汚職、少数民族地域の問題、農村問題、労働問題、教育問題、住宅問題、医療問題、環境問題など、社会問題は山積している厳しい状況だ。そうした中で、「群衆性事件」と呼ばれる様々な集団抗議行動が、年間約10万件発生しているとも言われている。平和的な示威行為だけでなく、暴力的な

行為に発展して警察との衝突に至る事案も少なくない。

「群衆性事件」は何らかの事由によって抑圧された権利の擁護を求める当事者たちが立ち上がり示威行為を行うという事案を指すが、権利の擁護を主張して行動する様々な社会運動は、総じて「維権運動（権利擁護の運動）」と呼ばれている。筆者が注目するのは、権利の擁護を求める人々がインターネットを利用して情報を共有、発信することによって「維権運動」が展開され、ネット上で一定の世論を形成し、既存メディアの報道にも影響を与え、社会的な圧力になるケースが徐々に増加傾向にあるということだ。そして、現体制維持のために社会の安定を最優先する党・政府と、「維権人士（権利擁護の活動家）」の緊張関係が次第に顕著になっており、管理や規制が強化されているという近年の状況である。

社会に大きな影響をもたらした代表的な「維権運動」として、以下がよく知られている。

- 2003年 孫志剛事件
- 2007年 アモイPX事件、重慶強制立ち退き事件
- 2008年 上海リニア延長反対運動、メラミン混入粉ミルク事件
- 2009年 広州ゴミ焼却場反対運動
- 2010年 全国で多発した労働争議
- 2011年 基層レベルの人民代表立候補運動、高速鉄道事故
- 2013年 広東省江門の核施設反対運動、

## 「新公民運動」

紙幅の関係から個別の事案について詳述することは出来ないが、これらの「維権運動」に共通しているのは、インターネットが大きな役割を果たしたという点である。

ここで、中国のインターネット利用状況について概観してみよう。2014年12月末時点の統計によれば<sup>6)</sup>、中国のネットユーザーは約6億4900万人、ネット普及率は総人口の47.9%に相当する。注目すべきは、スマートフォンなどの携帯電話を利用してネットにアクセスするユーザーが約5億5700万人で、ネットユーザーの85.8%を占めていることだ。「中国版LINE」と言われるインスタント・メッセージの「微信(WeChat)」など、SNSを利用するユーザーは90.6%に及ぶという。中国の言論空間においてインターネットはもはや必要不可欠のツールであり、社会変化について考察する上でも、その役割を軽視することはできない。

## (2) 「新意見階層」と「困観」

インターネットと中国社会のあり方を考察し、「公民社会」形成の可能性を模索するために、ネットユーザーの行動様式についてさらに具体的に分析する必要があるだろう。その際に注目すべきは、「新意見階層」と「困観」というキーワードだ<sup>7)</sup>。

中国共産党の機関紙である『人民日報』には、「ネットワーク中心輿情監測室(インターネットセンター世情モニタリングルーム)」という

組織があり、ネット世論の動向に関する報告書「中国互聯網輿情分析報告」を發表している。その報告書で「新意見階層」という用語が登場したのは2008年のことだ。「時事問題に関心をもち、ネット上で意見を率直に述べるネットユーザー」と定義され、「社会の様々な問題について情報を発信し、インターネット上で極めて短時間のうちに共通認識を凝集し、人々の感情を引き出して行動を誘発し、社会に影響を与える」と解説されている<sup>8)</sup>。2009年版の報告では、「新意見階層」が「さらに巨大な輿論の力となって表れている」と指摘された<sup>9)</sup>。

人民日報元副総編集長の周瑞金は、2009年に「インターネットにおける『新意見階層』の台頭」と題した文章を發表し、「新意見階層」の役割を積極的に評価した<sup>10)</sup>。民営企業の従業員や個人事業主などを表す用語として中国共産党第16回党大会の報告書で提起された「新社会階層」になぞらえ、時事問題について情報発信をすることで世論形成に影響力をもつ「新意見階層」を再定義したのだ。周瑞金は公害や災害のように庶民の生活に密接に関わる問題などの豊富な事例を用いてネット民意が醸成されるプロセスを紹介し、「新意見階層」の活躍が様々な社会問題の告発に貢献していると評価した。また、「新意見階層」の中でも特にネット世論を牽引するオピニオンリーダーの重要性に言及し、『「新意見階層」の台頭は、新たな技術革命と改革開放の大きな成果であり、我が国の世論による監督の重要な新勢力である。経済、政治、

文化、社会という『四位一体』の改革、とりわけ政治体制改革の重要な推進力である」と期待を込めて主張を展開した<sup>11)</sup>。

「新意見階層」が一定の世論を形成し、社会問題解決への圧力となって現実に影響力を及ぼしていくプロセスは、中国語の「围观」というキーワードで解説することができる。これは「囲んで観察する」という文字通り、人々が何かに関心を寄せて取り囲むように見守ることを意味する言葉だ。場合によっては「野次馬見物をする」というニュアンスでマイナスイメージをともなうこともあるが、近年のインターネット空間を観察する上で重要なキーワードとなっている。週刊誌の『新週刊』が「围观 改変中国（围观が中国を変える）」と題して特集記事を掲載するなど、「围观」はネット世論の動向を表す流行語となった<sup>12)</sup>。

「围观」の具体的なプロセスは次のようにイメージすることができる。何らかの問題や事件が発生した後、ネットユーザーの多くが注目し、情報の転載や意見表明の発信を行いながら事態の推移を見守ることでさらに人々の関心が高まり、一定の世論を形成することによって問題解決に向けた圧力となる。もちろん、問題の内容や性質によって情報の拡散程度も異なり、場合によっては規制が強化され自由な発言が制限されることもあるだろう。しかし、インターネット上に集い、取り囲むようにして物事の成り行きを観察する人々の存在は、一種の圧力になっているようだ。同時に、そうした「新意見階層」による「围观」と当局

の規制強化は拮抗し、一種の緊張関係になることが多い。

「围观」の効果をもっとも象徴する事案は、2011年7月23日に発生した高速鉄道事故だといえよう。事故の当事者をはじめ、被害者の家族や遺族が「微博（「中国版 Twitter」と呼ばれる SNS）」で直接情報を発信し、情報を収集するとともに当局に対して真相究明を強く要求した。そうしたネット上の声が既存メディアに対しても一種の圧力になり、メディアが中国共産党中央宣伝部による報道規制を突破して事故処理や鉄道部に対する批判を展開する前代未聞の事態に発展した。既存メディアに対する当局の規制強化と「微博」による世論形成の勢いが拮抗する中で、交通の安全と人命尊重という身近な問題によって、人々は公民としての権利意識に目覚め、権利の擁護を主張する声が強くなった事案だといえるだろう。高速鉄道事故をめぐるネット世論を観察する中で、大きな役割を果たしたと考えられるのが「新意見階層」による「围观」なのだ。

### (3) 「社会管理」の強化

公民としての権利意識に目覚めた人々、市場と公共の利益を優先するメディア、管理監督を強化する当局の攻防が激化する中で、とりわけインターネットを活用する公民の意識は前述したように確実に変化している。そうした中で、「维权運動」の成功と挫折の経験を共有し、蓄積していくことが社会変革、ひいては漸進的な民主化に繋が

と思われるが、現体制維持のために社会の安定を最優先課題に掲げる習近平政権は、「維権運動」の組織化、大衆化、国際化に対する警戒をいっそう強化しており、近頃では、特に社会運動に対する圧力が深刻な事態にまで発展している。中国共産党による一党独裁体制を維持するために、「維持穩定（安定維持）」が最重要視される中で、「社会管理」が強化され、いわゆる「公共安全コスト」も増加し続けているのだ<sup>13)</sup>。

「法治」を重視する習近平政権は、その「法治」を手段にして社会運動に対する圧力を強化しているといえよう。例えば、公益活動家で民間シンクタンクの伝知行社会経済研究所を主催していた郭玉閃は、2014年10月に「騒動惹起罪」の容疑で拘留された<sup>14)</sup>。社会的弱者の権利擁護や納税者意識の向上など、各種の啓蒙運動を行っていた活動家である。近頃は、郭玉閃のほかにも、「騒動惹起罪」で拘束、逮捕される知識人や活動家が絶えない。刑法第293条が定める「騒動惹起罪」が定める具体的な罪状は以下のとおりである。

社会秩序を破壊した者は懲役5年以下の実刑または拘留処分に処す

- ・むやみに他者を殴打し、その経緯が悪辣である
- ・他者を追跡、妨害、罵倒し、その経緯が悪辣である
- ・公共、あるいは私的な財産を強奪あるいは故意に損壊し、その経緯が悪辣である
- ・公共の場所で騒動を起こし、公共の場所における秩序を著しく混乱させる

「騒動惹起罪」は、別名「口袋罪（ポケット罪）」とも呼ばれている。つまり、何でもポケットに詰め込んでしまうかのように、どのような罪状も包括するという意味で、罪状の拡大解釈や超法規的な措置として提起されることが多い。このほかにも、「公共秩序騒乱罪」や「違法経営」などの経済犯罪として、「社会管理」が強化されている。

#### 4. 習近平政権の言論統制

習近平政権は政権発足直後にスローガンを打ち出し、「中華民族の偉大な復興」が「中国の夢」であると謳っている。「中国の夢」の具体的な目標は、「国家の富強」、「民族の復興」、「人民の幸福を実現」することだ<sup>15)</sup>。その「中国の夢」と並んで近頃強調されているのが、「二つの百年」という奮闘目標である。これは、中国共産党創立百年にあたる2021年までに「小康社会（庶民にとって、まずまずのゆとりをもった生活が保障される社会）」を完成させ、新中国成立百年にあたる2049年までに近代化を基本的に実現するという目標である。これらの基本方針のもと、習近平が反腐敗・汚職キャンペーンによって党内での権力基盤を強化し、強硬な言論統制を続けているのは、「共産党の指導」の正当性を確保し、社会の安定を維持するためであり、その究極の目標は前述したように共産党一党支配体制の維持にほかならない。

習近平政権の発足後の言論空間を観察すると、このような方針の下で引き締めが強化されていることは明らかだ。もっとも象

徹的な出来事は、2013年5月に、大学教員などが授業で教えてはならないとされる「七不講（7つのタブー）」が打ち出されたことだ。インターネット上で関係者によって明らかにされた内容は以下のとおりである<sup>16)</sup>。

2013年5月「七不講（7つのタブー）」

- ① 普世価値（普遍的価値）
- ② 新聞自由（報道の自由）
- ③ 公民社会（市民社会）
- ④ 公民権利（公民の権利）
- ⑤ 党的歴史錯誤（党の歴史的誤り）
- ⑥ 権貴資産階級（権力と資本を持つ階級）
- ⑦ 司法独立（司法の独立）

「七不講」のスクープからわずか3ヶ月後の2013年8月、『The New York Times』と香港誌『明鏡』が「中共中央9号文件」と呼ばれる言論統制政策の方針をスクープした。その内容は以下のとおりである<sup>17)</sup>

2013年8月「中共中央9号文件」

- ① 西方憲政民主（西洋の憲政民主）
- ② 普世価値（普遍的価値）
- ③ 公民社会（市民社会）
- ④ 新自由主義
- ⑤ 西方新聞観（西洋の報道観）
- ⑥ 歴史虚無主義
- ⑦ 質疑改革開放（改革開放への質疑）

「7つのタブー」と「9号文件」はほぼ同じ内容で、いずれも「公民社会」が含まれている。本稿が中国社会の変化を観察する上で重要なキーワードとして取り上げ議論してきた「公民社会」は、習近平政権によって

政治的に極めて敏感な用語とされてしまったのだ。「自由、民主、平等」などを含む「普遍的価値観」とともにタブー視されているということは、習近平政権が西洋的な思想に対する警戒感を強め、思想工作を強化していることの象徴である。「公民社会」への道筋は、権利意識に目覚めた人々の求めるところとなっているが、同時に、習近平政権のもとでは、極めて多難な道程であると言わざるを得ない。

## 5. まとめにかえて

本稿では、「公民社会」をキーワードに、中国社会の変化について考察した。極めて限定的な議論ではあるが、庶民が主体となる下からの社会変革という要求が高まっている一方で、権力の側からの締め付けがさらに強化され、双方が拮抗している状況だといえよう。そして、習近平政権の強硬な言論政策は、今後もさらに強化されていくと思われる。

このような趨勢の中で、日本からはどのように中国を観察し、中国の人々と如何に交流していくべきだろうか。筆者の暫定的な見解ではあるが、以下5点について指摘したい。

- (1) 中国の言論空間、とりわけ民主化をめぐる言論事情は極めて厳しい状況だが、「中国は遅々として進む」と言われるように、大局的に見れば民主化は必須である。言論統制は強化されているが、その中でも「公民社会」に象徴される各種の社会変化を詳細に観察することで、

観念的な民主化ではなく、現実の具体的な社会変化に対する理解が可能になるのではないか。

(2) 「公民社会」の構築は、中国が平和的かつ漸進的な民主化を模索する上で新たな可能性を示唆している。だが、そのうねりがある一方で、現状では、法律や制度などの不十分さ、言論統制、教育現場での思想統制、公民の意識や知識の不十分さなどの課題も多い。

(3) インターネットの発展によってネット空間で一定の世論が形成され、「公民社会」の構築にとって多大な影響力を有している。しかし、人々の「意識の変化」が「制度の変化」に発展するのは困難な道程と言わざるを得ない。「言論の自由」は敏感な政治問題であり、特に、習近平政権下では「公民社会」や「普遍的価値」に対する言論統制が強化されている。

(4) 今後の中国における民主化の可能性として、「公民社会」の発展は必要条件だが、さらに重要なのは「公民社会」の発展を基礎とした上での、次のような「複合力」だと考える。

A. 庶民の生活に身近な「維権運動」による公民の権利意識のさらなる向上

B. メディア、特にインターネットを活用した言論空間の拡充

C. 「公共知識人」や「人権派弁護士」

等による思想・理論・実践面での貢献

D. 上記の変化に呼応する形での中国共産党と政府の政治体制改革

(5) 筆者は、日本から中国社会の変化を見つめるために、同時代人としての「共感」と「批判的まなざし」が必要だと考える。例えば、環境問題や食品の安全問題など、生活者の視点で身近な問題から「公民社会」の構築を模索することが可能だ。具体的な問題解決に向けた協力の中で、日本と中国が民間レベルで相互理解を深めることが望ましい。中国の「公民社会」を観察することは、日本の「市民社会」の成熟について省察する契機にも繋がるのではないか。

日本と中国は政治体制や社会制度が異なるため、安易な比較をすることはできない。しかし、様々な相違があるとはいえ、日本と中国の社会は言わば「合わせ鏡」のように互いの姿を映し、また自己の姿も映し出すという関係性があるのではないだろうか。国際社会において中国の影響力はますます高まり、中国に対する各方面からの冷静な分析がさらに求められている。その際に、「公民社会」という視点で中国社会の変化を見つめることが、中国の変化について見極めることは言うまでもなく、ひいては日本の「市民社会」についても熟考し、日本と中国の市民による相互理解をさらに豊かなものにしていくのではないだろうか。(了)

#### 【脚注】

<sup>1)</sup> 本稿は、NPO 法人アジア近代化研究所が2015年6月27日に主催した研究会にお

ける筆者の研究報告の概要である。貴重な機会をお与え下さった同研究所代表、長谷川啓之先生をはじめ、活発な議論にご参加下さった皆様に心より感謝申し上げます。



げます。

- 2) 「公民社会」についての論考は、以下を参照されたい。拙稿、「中国のインターネット空間に見る『公民社会』の可能性——7.23 高速鉄道事故を中心に」歴史学会『史潮』新72号、2012年11月。
- 3) 国务院法制弁公室編『新編中華人民共和国常用法律法規全書(2014年版)』中国法制出版社、2014年、1-5頁。以下、憲法に関する引用はこれに基づく。
- 4) 遠藤 誉『ネット大国中国——言論をめぐる攻防』岩波書店、2011年、30-31頁。
- 5) 兪可平「中国公民社会：概念、分類與制度環境」『中国社会科学』2006年第1期。
- 6) 中国互聯網絡信息中心「第35回 中国互聯網絡發展狀況統計報告」2014年12月31日。  
<http://www.cnnic.cn/hlwfzyj/hlwzbg/201502/P020150203551802054676.pdf>
- 7) 「新意見階層」と「困観」については、前掲の拙稿「中国のインターネット空間に見る『公民社会』の可能性——7.23 高速鉄道事故を中心に」による。
- 8) 人民網輿情監測室「2008年中国互聯網絡輿情分析報告」2009年1月13日、

[http://www.china.com.cn/aboutchina/zhuanti/09zgshxs/content\\_17100922.htm](http://www.china.com.cn/aboutchina/zhuanti/09zgshxs/content_17100922.htm)

- 9) 人民網輿情監測室「2009年中国互聯網絡輿情分析報告」2009年12月22日、  
<http://yq.people.com.cn/htmlArt/Art392.htm>
- 10) 周瑞金『『新意見階層』在網上崛起』『炎黄春秋』2009年3月号、52-57頁。
- 11) 同上、57頁。
- 12) 『新週刊』2010年第22期。
- 13) 拙稿、「習近平政權下の社会変動——『維穩体制』をめぐる諸問題」日本国際問題研究所『国際問題』「焦点：中国の選択——保守か改革か」2014年5月。
- 14) 拙稿、「納税者意識の向上を目指す社会運動——民間シンクタンク「伝知行」弾圧事件」東京財団 Views on China、2015年2月10日。  
<http://www.tkfd.or.jp/research/project/news.php?id=1409>
- 15) 「習近平在參觀《復興之路》展覽時強調 承前啓后 繼往開來 繼續朝着中華民族偉大復興目標奮勇前進」『人民日報』2012年11月30日。
- 16) 拙稿、「『民主』をめぐる潮流と言論統制」美根慶樹 編著『習近平政權の言論統制』蒼蒼社、2014年5月、77頁。
- 17) 同上、78頁。

### 【参考資料 (拙稿)】

1. 「インターネットと『公民社会』の可能性」朝日新聞、第16回朝日アジアフェロー・フォーラム「チャイニーズ・メディアのいま——権力と市場のはざままで」、2011年9月26日。 <  
<http://www.asahi.com/shimbun/aan/hatsu/hatsu110926b.html>>
2. 「『公民社会』と民主化の可能性」平成23年度日本大学通信教育学部公開シンポ

ジウム——チャイナ・インパクト——現代中国を考える (2011年7月31日) 日本大学通信教育部『研究紀要』第25号、2012年3月。

3. 「中国のインターネット空間に見る『公民社会』の可能性——7.23 高速鉄道事故を中心に」歴史学会『史潮』新72号、2012年11月。
4. 「現代中国の言論空間——インターネットと「公民社会」形成の可能性」関西日

- 中関係学会、神戸社会人大学、桜美林大学北東アジア総合研究所『勃興するアジアと日中関係』桜美林大学北東アジア総合研究所、2013年7月。
5. 『『公民社会』をめぐる攻防』東京財団 Views on China、2013年8月6日。  
<http://www.tkfd.or.jp/research/project/news.php?id=1173>
6. 『『公民社会』への道筋—新公民運動と憲政論争』東京財団 Views on China、2013年11月15日。  
<http://www.tkfd.or.jp/research/project/news.php?id=1209>
7. 『『民主』をめぐる潮流と言論統制』美根慶樹 編著『習近平政権の言論統制』蒼蒼社、2014年5月。
8. 「習近平政権下の社会変動—『維穩体制』をめぐる諸問題」日本国際問題研究所『国際問題』「焦点：中国の選択—保守か改革か」2014年5月。  
[http://www2.jiia.or.jp/kokusaimondai\\_archive/2010/2014-05\\_004.pdf?noprint](http://www2.jiia.or.jp/kokusaimondai_archive/2010/2014-05_004.pdf?noprint)
9. 「天安門事件25周年と『五君子事件』」東京財団 Views on China、2014年6月6日。  
<http://www.tkfd.or.jp/research/project/news.php?id=1284>
10. 「習近平政権の言論弾圧」『中国情報ハンドブック2014年版』蒼蒼社、2014年7月。
11. 「新公民運動と習近平政権の弾圧—中国に民主主義は芽生えないのか」時事通信「e-World」、2014年8月27日号（=朝日新聞「WEB新書」2014年9月1日号）。
12. 「言論統制強める習近平政権—体制維持へ危機感の表れ」朝日新聞 AJW フォーラム、2014年10月15日。  
<http://www.asahi.com/shimbun/aan/column/20141015.html>
13. 「中国に『法治』実現する日はいつか」朝日新聞 AJW フォーラム、2015年1月21日。  
<http://www.asahi.com/shimbun/aan/column/20150121.html>
14. 「納税者意識の向上を目指す社会運動—民間シンクタンク「伝知行」弾圧事件」東京財団 Views on China、2015年2月10日。  
<http://www.tkfd.or.jp/research/project/news.php?id>

*IAM e-Magazine* 第15号

2015年12月15日発行

特定非営利活動法人アジア近代化研究所 (*IAM*)

---